

○飯塚市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

平成20年7月24日

飯塚市告示第121号

改正 H21-85、H27-50、H27-369(題名改称)、H28-74

(趣旨)

第1条 この告示は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第17条第1項に規定する母子家庭日常生活支援事業及び法第31条の7第1項に規定する父子家庭日常生活支援事業並びに法第33条第1項に規定する寡婦日常生活支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(H27-50一改)

(事業の実施)

第2条 市は、法第17条第1項及び法第31条の7第1項並びに法第33条第1項に規定する便宜(以下「便宜」という。)を供与する家庭生活支援員(以下「支援員」という。)の派遣等について、適切な実施が確保できると認められる社会福祉法人その他の団体(以下「受託者」という。)に依頼するものとする。

(H27-50一改)

(対象者)

第3条 対象者は、市内に住所を有する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦であって、次のいずれかの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境等の激変により日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭とする。

(H27-50一改)

- (1) 技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由
- (2) 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由

(事業の内容)

第4条 便宜の種類は、生活援助及び子育て支援(以下「日常生活支援」という。)とし、その内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助 家事、介護その他の日常生活の便宜
- (2) 子育て支援 保育サービス及びこれに附帯する便宜

(実施場所)

第5条 日常生活支援の実施場所は、次のとおりとする。

(1) 生活援助 利用者の居宅

(2) 子育て支援 原則として支援員の居宅

2 利用者の居宅における子育て支援は、生活援助として取り扱うものとする。

(H28-74追加)

(日常生活支援の実施日等)

第6条 日常生活支援の実施日は、8月13日から8月15までの日及び12月29日から翌年の1月3日までの日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 日常生活支援の実施時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、午後9時まで延長することができる。

3 日常生活支援の実施単位は、次のとおりとする。

(1) 生活援助は、1時間を単位とする。

(2) 子育て支援は、2時間を基本単位とし、以後、1時間を単位とする。

4 日常生活支援は、1月につき10日を限度とする。ただし、現に日常生活に支障が生じている状況等を勘案して、必要な範囲で決定することができる。

(H27-50一改)

(利用の手続)

第7条 日常生活支援を希望する者は、あらかじめ登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者について支援員の派遣等の要請があった場合は、当該要請の内容を確認の上、速やかにその要否を審査し、必要と認められるときには、利用者に便宜の内容、費用負担の額等を通知するとともに、受託者に支援員の派遣等を依頼するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特に緊急を要する場合にあっては、登録の手続きは、事後とすることができる。

(措置の解除)

第8条 法第18条及び法第31条の7第3項並びに法第33条第3項に規定する措置の解除は、利用者が次のいずれかに該当するときに行うものとする。

(H27-50一改)

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条第1項の登録又は同条第2項の要請の内容に虚偽があったとき。

(3) 日常生活支援を行うのに特に支障があると認めるとき。

(支援員の供与する便宜)

第9条 支援員は、次に掲げるもののうち必要と認められる便宜を供与する。

(1) 生活援助

- ア 食事の世話
- イ 住居の掃除
- ウ 身の回りの世話
- エ 生活必需品等の買物
- オ 医療機関等との連絡
- カ その他必要な用務

(2) 子育て支援

- ア 乳幼児の保育
- イ 児童の生活指導

(移送)

第10条 子育て支援の利用に係る児童の移送は、当該児童の保護者がその責任と負担において行わなければならない。

(支援員等の責務)

第11条 支援員その他の事業の実施に当たる者は、その業務を行うにあたって、児童及び利用者の人格を尊重し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(利用者の負担)

第12条 利用者は、事業の実施に要する費用の一部として、別表に定めるところにより算定した額を利用した月の翌月の末日までに市に支払わなければならない。

(受託者の報告義務)

第13条 受託者は、毎月、支援員の派遣等の状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、受託者に対し、事業の実施についての報告を求めることができる。

(補則)

第14条 書類の様式その他の事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年4月3日 告示第85号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成27年2月12日 告示第50号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年10月9日 告示第369号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日 告示第74号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

(H21-85一改)

利用者の負担基準表

利用家庭の区分	基準額(1時間当たり)	
	生活援助	子育て支援 (児童1人当たり)
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円	70円
上記以外の世帯	300円	150円

備考

- 1 利用者の負担額は、1月毎の累計時間により計算し、その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 子育て支援については、児童数に応じた額とし、2人目以降は、基準額に0.5を乗じて得た額を加算する。
- 3 利用者の居宅における子育て支援は、生活援助の基準により算定するものとする。

(H28-74追加)